（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「場合若しくは」を「場合、」に改め、「自己啓発等休業をした場合」の下に「若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「隊員又は」を「隊員、」に改め、「自己啓発等休業をした隊員」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員」を加える。

第百二十条の十五第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間　当該配偶者同行休業の期間の開始の日の属する月から当該配偶者同行休業の期間の終了の日の属する月までの月数

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第五号」を「第六号」に、「、平成十九年三月」を「平成十九年三月、同項第四号の規定にあっては平成二十五年三月」に改める。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「大学院設置基準」を「大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）」に改める。

第八条第二項中「大学設置基準」を「大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）」に改める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2　平成三十年度までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは「、同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項中11を削り、12を11とし、11の次に次のように加える。

12　地域活性化・効果実感臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年二月六日から施行する。